

## 議員発議案第2号

### 相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風24号及び25号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地で、家屋の倒壊や浸水、土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道をはじめ交通機関への影響など、甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。また、多くの死者や行方不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もいる。

被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に万全を期し、被災者の方々が一日でも早く安全・安心に生活できるよう全力で取り組んでいるが、莫大な財源や人的資源、そして専門的な知識や技術を必要としている。

第197回臨時国会では、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための平成30年度補正予算案が提出されたが、その内容は被災自治体の具体的な復旧事業に対して、国が負担すべき所要額の増額等にとどまるものである。

よって、国においては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 被害自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、十分な財政支援を講じること。また、復旧・復興に財政上の支障が生じないように、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (防 災)	山本順三殿